

呉市教育委員会会議録
(令和4年10月25日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和4年10月25日定例会

1 開催日時 令和4年10月25日(火) 15:00開会
15:53閉会

2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)

3 出席委員 教育長 寺本有伸
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子
委員 吉中由美子
欠席 教育長職務代理者 森尾敬介

4 出席職員 教育部長 高橋伸治
教育部副部長 森川英司
教育部副部長 石川直之
教育部参事補兼呉高等学校事務長 追原重臣
教育総務課長 宇根徹
学校施設課長 惣引利光
学校教育課長 蒲原尚博
学校安全課長 伊藤賀世
教育総務課課長補佐 瀧川孝徳

5 傍聴者 0人

6 日程

(1) 会期決定について

(2) 前回会議の報告

(3) 報告第29号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

(4) 報告第30号 令和3年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について

(5) 教議第49号 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(6) 教議第50号 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について

(7) 教議第51号 臨時代理の承認について(教職員人事)

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

本日、森尾委員から欠席の届出がなされておりますことを、御報告します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、吉中委員・佐々木委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

瀧川課長補佐 (令和4年10月6日臨時会について報告)

教 育 長 ここでお諮りします。本日の日程については、先にお知らせしておりましたが、昨日、事務局から追加の議案が提出されました。この際、提出された議案を日程に追加し、審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。それでは、追加の日程及び資料を配布してください。

(追加日程及び資料配布)

教 育 長 本日提出されたもののうち、先ほど追加されました日程第7については、人事に係る案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第29号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第29号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊 藤 課 長 それでは、報告第29号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

本件は、既に報道されております呉市立学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況及び学校の対応についての御報告です。

1の概要を御覧ください。

本日は、令和4年4月1日から10月19日までの数値を示しております。

陽性者が発生した学校は延べ2,061校、臨時休業、これは、学級閉鎖や学年閉鎖を実施した学校となりますが、これが延べ413校、陽性となった学校関係者は延べ3,869名となっております。

次に、2の学校の対応についてでございますが、令和4年9月28日から、「呉市

立学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について」を呉市教育委員会ホームページに掲載しております。

内容としましては、「1 基本的な感染症対策の実施」、「2 集団感染リスクへの対応」、「3 留意事項」としております。3の留意事項には、体育の授業の際にはマスクの着用は必要ないことや、運動部活動の感染対策の徹底、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないようにしていることなどについて掲載しております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の報告第29号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第30号 令和3年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について

教 育 長 次に、日程第4の報告第30号「令和3年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

宇 根 課 長 報告第30号「令和3年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」御説明いたします。

資料の4ページを御覧ください。

学校施設課に関するもの、4件でございます。

まず1ですが、業務委託の実施期間を年度当初から1年間とする「小学校センターサーバ等保守業務」に係る契約を、長期継続契約として、新年度開始前に締結しているが、当該契約書に、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する旨の解除条項が記載されていなかったため、指摘を受けたものです。

続いて、2ですが、「学習用タブレット端末等保守運用業務」ほかに係る契約において、契約保証金の納付を免除しているにもかかわらず、契約書にその旨の記載がなかったため、指摘を受けたものです。

続いて、3ですが、物品の検査員は、物品出納員及び物品分任出納員を除いた職員の中から物品管理者が指定することとなっているにもかかわらず、物品出納員である者を物品検査員として指定し、「昭和中学校普通教室エアコン修繕」ほかに係る完了検査を、当該職員に行わせていたため、指摘を受けたものです。

続いて、4ですが、継続的に使用を許可している行政財産の使用料について、4月末日を納期限として納付させるべきであるにもかかわらず、納期限を5月17日とした納入通知書を交付しているものがあったため、指摘を受けたものです。

いずれの案件も、監査指摘後、速やかに修正等の対応をするとともに、適正な事務について、職員に周知・徹底を図りました。

なお、これらの指摘事項及び措置状況につきましては、監査委員から11月上旬に公表される予定となっております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第4の報告第30号「令和3年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 　4の行政財産の使用料の納期限の間違いについてですが、現場で不具合はなかったのですか。

宇根課長 　現場での不具合はありませんでした。

教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、本件についてはこの程度とします。

教議第49号 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
--

教 育 長 　次に、日程第5の教議第49号「呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

蒲原課長 　教議第49号「呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

資料6ページを御覧ください。議案資料をもとに御説明いたします。

まず、1の改正の趣旨についてですが、この度の改正につきましては、職員が働きやすい職場環境の整備を図るため、広島県の「職員の勤務時間及び休暇等に関する規則」の一部が改正されたことに伴い、呉市立呉高等学校教職員の特別休暇に関する所要の規定の整備を行うものです。

2の改正の内容につきましては、配偶者の産前産後の期間における出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合の特別休暇の対象期間を拡大します。

3の施行期日につきましては、公布の日とし、改正後の呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則は、令和4年10月1日から適用します。

改正前、改正後の別表第2を5ページに記載しておりますので、御覧いただければと思います。

説明は、以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第5の教議第49号「呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

吉中委員 　職員の働きやすい職場環境の整備ということで、国の方針に沿って規則も変わっていくのだと思いますが、実際、教職員の配偶者の産前産後の特別休暇の取得率というのは周りと比べてどうですか。規則だけ変わって実際は取れていないとか現状が分かれば教えてください。

蒲原課長 　詳細な実数は押さえておりませんが、2年ほど前から男性教員が育児休暇を取得する者も出てきております。とはいいまでも、人数は5名以下だったと思います。少しずつ取得者が出始めたという状況でございます。

- 吉中委員 世間一般から聞こえてくる取得率よりは低いのかなという印象を受けます。
特に教職員の働き方というのは、生徒達にとっては、社会人の働き方のお手本になるものだと思いますので、そういった意味でも、将来的にこういった休暇の制度だとか、働きやすい職場環境を作るための規則については、積極的に教職員が取得していただいて、働き方の姿を見せていただいて、それが将来より働きやすい職場につながるのではないかなと思います。
- 最近の就職活動の条件としてよく聞くのは、休暇がしっかり取れるとか、働きやすい職場、どちらかという給料より、そういうところを重視すると言われていまして、教職員の確保という意味でも現在働いている先生方の、働き方の改善に、是非取り組んでいただきたいと思います。
- 蒲原課長 こういった制度の改正や、規則の改正につきましては、校長会や教頭会の方でアナウンスして、各学校の職員の方には校長の方から周知し、この制度の利用など周知を図りたいと考えております。
- 吉中委員 強制ではないですが、勧めても取りにくい環境であったり、「そう言われても取れないよね。」というようなことがないような環境作りとか、声掛けとか年代を追っていくにしたがって「お互い様。」というところがあると思いますので、今の20代30代の方が取得できれば、次に入ってくる方も取りやすい環境になっていると思います。校長会の周知や職員全員への周知を引き続きお願いします。
- 教育長 ほかに御発言はありますか。
(なしの声)
- 教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。
(異議なしの声)
- 教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます

教議第50号 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について

- 教育長 次に、日程第6の教議第50号「呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 蒲原課長 教議第50号「呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。
資料11ページを御覧ください。議案資料をもとに御説明します。
- 1の改正の趣旨を御覧ください。この度の改正につきましては、呉市外国語指導助手の育児参加休暇の期間及び育児休業について、本市における他の会計年度任用職員に合わせて拡充するほか、所定の規定の整備を行うものです。
- 次に、2の改正の内容を御覧ください。
主な改正点が3点ございます。
- 1点目は、育児参加休暇の期間を、「呉市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則」の一部が改正されたことに伴い、以前は、出産入院日から出産後1月を経過する日までだったものに対し、出産予定日の6週間前の日から出産後1年を経過する日までに拡充するものです。

2点目は、育児休業を、本市における他の会計年度任用職員に合わせたものです。
3点目は、語句の誤り等を訂正しました。

改正後の変更点については、資料の7ページから10ページの対照表を御覧ください。

なお、施行期日につきましては、3にありますように、公布の日とします。ただし、育児参加休暇及び育児休業に関する規定については、10月1日から適用します。

以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第6の教議第50号「呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます

（15：19）

教 育 長 　それでは、ここで一旦定例会を中断させていただいて、先に「トピックス」の説明をお願いします。

（各課からトピックス等について説明）

教 育 長 　それでは、これより秘密会の議題に入りますので、説明員の交代をお願いします。

（15：44）

教議第51号 臨時代理の承認について（教職員人事）

（非公開案件です。）

教 育 長 　以上で定例会を閉会します。

（15：53）

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 吉 中 由美子)

(委 員 佐々木 元)

(令和4年10月25日定例会)